

# 飲用井戸等の衛生確保

## より安心できる飲み水を！



- 飲用水の衛生確保には、常に徹底した管理が必要です。水道の給水区域内にお住いの方は、水道水を利用しましょう。
- 井戸水は絶えず流れている地下水をくみ上げているので、常に一定の水質であるとは限りません。周りの環境変化によって影響を受けたり、井戸などの管理がよくないと汚染されたりする可能性があります。あなたの井戸は大丈夫ですか？
- 山形県では「山形県飲用井戸等衛生対策要領」で飲用井戸などの衛生対策に関する指導基準を定めています。飲用井戸などの衛生確保は、設置者の自己責任です。定期的な水質検査や清掃など適切な管理に努めましょう。



## 施設の種類

「山形県飲用井戸等衛生対策要領」の指導の対象となるのは、法律や条例の適用を受けない次の施設です。

○一般飲用井戸・・・住宅や社宅などに居住する人に対し、飲用水を供給する井戸や湧水などを水源とする施設。

○業務用飲用井戸・・・店舗や工場その他の事業所に対し、飲用水を供給する井戸や湧水などを水源とする施設。

○小規模貯水槽水道・・・市町村の水道事業などから水道水の供給を受ける小規模な貯水槽（上水道や簡易水道から供給を受ける  $10m^3$  を超える貯水槽は除く。）を持つ施設。

## 一般飲用井戸または業務用飲用井戸を利用する皆さんへ

### I. 施設の管理

- 1 井戸の蓋に鍵をかけたり、その周辺に柵を設けたりするなど、関係のない人や、動物などが入るのを防いでください。
- 2 井戸やその周辺を定期的に点検・清掃し、常に清潔にしてください。
- 3 施設を新たにつくる場合は、水の汚染防止のため、設置場所や設備などに十分に注意してください。
- 4 水道法では 51 項目の水質基準項目が定められています。施設を使用する前に、この 51 項目の水質検査を行い、安全性を確認してください。



- 5 井戸水や湧水には、一見きれいにみえても目に見えない細菌が含まれていることがあります。飲み水に使う場合には、滅菌装置を設置するなどしましょう。



- 6 日ごろから、水の色、濁り、臭い、味に注意し、異常があったときは、水道法に定められた水質基準項目について水質検査をしてください。

## II. 水質の定期検査

水の安全を守るため、水道法に定められた水質基準項目のうち、次の項目について、毎年1回以上、定期的に水質検査を行い、その記録を3年間保存してください。

### 1 一般項目

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、  
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、  
塩化物イオン、有機物、pH値、味、  
臭気、色度、濁度



### 2 個別項目

テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンなどに代表される有機溶剤、その他水質基準項目のうち周辺の状況や水質検査結果などから判断して必要となる項目

## III. 水道水に切り替えましょう

井戸水や湧水は、雨や周囲の影響を受けやすく、常に細菌などに汚染されるおそれがありますが、水道水は、いつでも安全な水を十分な量だけ配ることができるように管理されています。安心して水を飲んだり調理をしたりするため、水道水を使用しましょう。水道の加入については、最寄りの市町村にご相談ください。

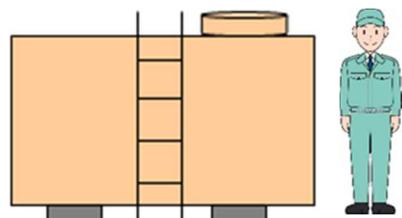
## 小規模貯水槽水道を利用する皆さんへ

## I. 施設の管理

1 毎年1回以上、定期的に水槽の清掃をしてください。

2 每年1回以上、施設の点検を行い、常に清潔にしてください。

3 日ごろから、水の色、濁り、臭い、味に注意し、異常があったときは、水道法に定められた水質基準項目について、水質検査をしてください。



## II. 水質の定期検査

給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度および残留塩素について、毎年1回以上、定期的に水質検査を行い、その記録を3年間保存してください。

## 水質汚染などが判明した時

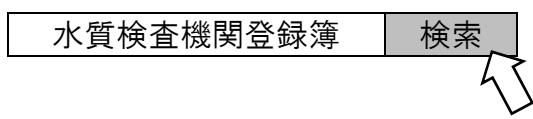
飲用している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水または使用をやめて、利用者にそのことを知らせるとともに、保健所または市町村に連絡してください。また、水質検査の結果、水質基準を超える汚染を見つけた場合も、保健所または市町村に連絡してください。

## 水質検査機関

水質の検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼してください。くわしくは最寄りの保健所にお問い合わせいただくか、厚生労働省HPを参照してください。

### 厚生労働大臣登録水質検査機関

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>



## お問い合わせ

これらのお問い合わせは、最寄りの保健所または市町村窓口にご相談ください。

保健所名	所在地	電話
村山保健所	〒990-0031 山形市十日町 1-6-6	023-627-1186
最上保健所	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1261
置賜保健所	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-22-3873
庄内保健所	〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5666